

介護人材確保・職場環境改善等事業の交付率について

- 現行の介護職員処遇改善加算等と同様、介護サービス種類ごとに、介護職員数に応じて設定された一律の交付率を介護報酬に乘じる形で各事業者に交付。積算上は、介護職員（常勤換算）1人当たり5.4万円に相当する額。
- 過誤調整等の影響を避ける観点から、原則として、令和6年12月（1月審査）分のサービスに交付率を乗じる。12月のサービス提供分が他の平常月と比較して著しく低いなど、各事業所の判断により、令和7年1月、2月又は3月の任意の月を対象月とすることができる。（令和7年4月以降の新規事業所は対象外）

サービス区分	交付率	（参考）R5補正の交付率
・ 訪問介護 ・ 夜間対応型訪問介護 ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	10.5%	1.2%
・ （介護予防）訪問入浴介護	6.3%	0.7%
・ 通所介護 ・ 地域密着型通所介護	6.4%	0.7%
・ （介護予防）通所リハビリテーション	5.5%	0.6%
・ （介護予防）特定施設入居者生活介護 ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護	7.4%	0.8%
・ （介護予防）認知症対応型通所介護	13.2%	1.4%
・ （介護予防）小規模多機能型居宅介護 ・ 看護小規模多機能型居宅介護	8.4%	1.0%
・ （介護予防）認知症対応型共同生活介護	11.3%	1.3%
・ 介護老人福祉施設 ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・ （介護予防）短期入所生活介護	8.3%	0.9%
・ 介護老人保健施設 ・ （介護予防）短期入所療養介護（老健）	4.3%	0.5%
・ 介護医療院 ・ （介護予防）短期入所療養介護（病院等・医療院）	2.7%	0.3%

※ （介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）福祉用具貸与、特定（介護予防）福祉用具販売、（介護予防）居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援は交付対象外。介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスを行う事業所は、訪問型は訪問介護と、通所型は通所介護と同じにする。

※ 対象サービスごとに介護職員数（常勤換算）に応じて必要な交付率を設定し、各事業所の総報酬にその交付率を乗じた額を支給。